

# NISA 口座を開設済で マイナンバーを届出されていないお客さまへ

## 2021 年末までにマイナンバーを届出されない場合、NISA 口座を廃止いたします。

2021 年度税制改正により、少額投資非課税制度専用の口座（以下、「NISA 口座」といいます。）を開設されているお客さまのうち、2021 年 12 月 31 日時点で個人番号（マイナンバー）を届出されていないお客さま（\*）につきましては、「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、2022 年 1 月 1 日に NISA 口座を廃止する措置（以下、「みなし廃止措置」といいます。）が設けられました。

みなし廃止措置の対象となるお客さまのうち、廃止を希望せず、当行で 2022 年以降の NISA 口座のご利用を希望される方（2017 年分の非課税管理勘定で保有されている投資信託のロールオーバー（2022 年の非課税管理勘定への移管）を希望される方を含む）は、本年中に当行へのマイナンバーのお届出および勘定設定のお手続きをしていただく必要があります。2018 年以降、当行以外の金融機関で NISA 口座を利用されたことがある場合、当該口座の「廃止通知書」をあわせて提出いただく必要があります。

お手続きをご希望のお客さまは、**本年 11 月 30 日（火）まで**（ロールオーバーをご希望のお客さまは**本年 11 月 19 日（金）まで**）を目処に、末尾記載のあおぞらホームコールにお電話をいただき、お手続き書類をご請求ください。

### （\*）みなし廃止措置の対象となるお客さまについて

「非課税管理勘定（NISA）」の口座が対象です。「つみたて NISA」「ジュニア NISA」の口座は対象外です。

2017 年までの勘定	2018 年以降の勘定	当行へのマイナンバーの届出		みなし廃止措置
設定なし	設定あり <sup>(*1)</sup>	あり	⇒	対象外
設定あり	設定あり <sup>(*1)</sup>	あり	⇒	対象外
設定あり <sup>(*2)</sup>	設定なし	なし	⇒	対象
設定あり <sup>(*2)</sup>	設定なし	あり <sup>(*3)</sup>	⇒	対象

（\*1）2018 年以降の勘定が設定されている場合、当該勘定で投資信託を保有されているか否かにかかわらずマイナンバーはお届出済ですので、引き続き NISA 口座を利用することができます。

（\*2）2017 年分の非課税管理勘定で保有されている投資信託のロールオーバーについては、対象のお客さまに別途ご案内状をご送付しておりますので、そちらをご覧ください。（本書面について別途ご対応いただく必要はありません。）

（\*3）住所変更のお手続き等で既に当行にマイナンバーをお届出済の場合でも、当行の NISA 口座に 2018 年以降 1 度も勘定の設定がされていない場合は、みなし廃止措置の対象となります。2022 年以降、NISA 口座をご利用されるための勘定設定のお手続きに際し、マイナンバーの再度のお届出は不要です。（当行にお届出のマイナンバーに変更がない場合）

みなし廃止措置による NISA 口座の廃止後は、2022 年以降にあらためて NISA 口座開設のお手続きをいただくことで NISA 口座を利用することができます。

お手続き書類のご請求および本件に関するお問合せ	
<b>あおぞらホームコール 0120-250-399</b>	
受付時間 平日：9：00～21：00 <sup>(*)</sup>	
土・日・祝日・年末日：9：00～18：00（1月1日～1月3日を除く）	

（\*）当行では新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、2021 年 5 月 17 日（月）より当面の間、あおぞらホームコールでは、平日の受付時間を 19:00 までに短縮しております。（土日祝日は変更ございません。）お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。